

またもや不当労働行為認定！ 行政訴訟M控訴審勝利！

10月2日、東京高等裁判所は、新幹線関西地本「地労委M」行政訴訟（名古屋車両所分会・掲示物不当撤去事件）で、会社の主張を退け、中央労働委員会（私たち）の主張を認める勝利判決を言い渡しました。東京地方裁判所での勝利判決に引き続いての勝利を勝ち取りました。

JR東海労結成以来、最高裁判所で不当労働行為と認定された事件は7件（他の事件を含め8件）あります。最高裁判所の判例が示す通り、組合掲示物の一方的撤去は不当労働行為認定であることが定着しています。

本部は判決後直ちに、高裁判決を認め組合に謝罪すると共に、最高裁判所への上告を行わないとすることなどを求めた「東京高等裁判所の判決に対する申し入れ」（『申第19号』）を提出しました。

判決後、新幹線関西地本、名古屋車両所分会は名古屋で報告集会を開催し、成果を確認すると共に、掲示物不当撤去で闘っている大阪府労委Pと静岡地本地労委の

勝利に向けて更に奮闘することを確認しました。集会終了後は、勝利の美酒を酌み交わしました。



勝利の報告を行う村上分会長

会社はおとなしく東京高裁の判決に従い、不当労働行為を謝罪せよ！